

令和 9 年度 佐世保市予算編成方針

2026.10.23

令和 9 年度の予算編成にあたり、急速に進行している人口減少という喫緊の課題に対処するためには、第 7 次総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」）の基本方針を堅持しつつ、多様な取り組みを通じ、市の持続可能な発展に向けた具体的な施策の推進が求められています。令和 9 年度は後期基本計画の最終年度にあたり、これまでの取組の成果を検証し、令和 10 年度から始まる次期総合計画へと橋渡しする年度となります。

また、人口減少対策については、人口減少対策本部会議において、令和 8・9 年度を短期の実行期間と位置付け取り組むこととしています。シティブランディング事業においては、「子育て」「産業」「地域資源」「文化」という 4 つの柱の下で取組を続けてきましたが、令和 9 年度はその効果を成果指標により検証し、次期総合計画における施策の再構成につなげる段階に入ります。

令和 9 年 4 月に統一地方選挙が予定されていますが、人口減少対策をはじめとする喫緊の課題に切れ目なく対応する必要があること、および後期基本計画の最終年度として成果を出すべき年度であることから、令和 9 年度当初予算はいわゆる「準骨格予算」としますが、予算編成は年間総合予算として編成します。

したがって、政策的経費や新規・拡充事業について、準骨格予算であることを理由に要求を見送ることのないようにしてください。

予算要求にあたっては、各部局の部長、副部長、課長はそのマネジメント能力を最大限に発揮し、施策の効率化を常に意識して臨まなければなりません。限られた予算の中で最大の効果を発揮するためには、各施策の優先順位を的確に判断し、最適な資源配分を行うことが重要です。これらを踏まえ、令和 9 年度予算要求については、以下のとおり行うこととします。

1. 財政運営の考え方

(1) 本市財政の特徴

- 本市の財政は、市税収入などの自主財源が少なく、地方交付税や国・県補助金などの依存財源に大きく依存しています。そのため、地方財政対策等国の政策の影響を受けやすく、また留保財源（標準税収入と基準財政需要額算入額との差）が少ないことで自主的に使える財源が少ない状況にあります。
- 歴史的な都市形成の経緯や、地形等の特徴から、一部の行政サービス（道路や水道管

路、支所や消防団の数など）が標準的な都市（普通交付税の算定基礎）と比べ多い傾向にあります。

- 実質公債費比率は低く抑えられており、また財源調整 2 基金（財政調整基金・減債基金）も一定額（標準財政規模の 10 % 程度）を保有していることから、一定の健全性は維持しています。ただし、経常収支比率は年々上昇しており、財政の硬直化が進み、政策実行の弾力性が低くなる傾向が続いています。

(2) 財政運営の方針

第 7 次佐世保市総合計画後期基本計画、第 7 次行財政改革推進計画の実現可能性や実効性を高めるため、「中長期財政計画」を策定し、計画的な財政運営を行っていきます。

① 持続可能な財政構造の確立

- 適正な行財政規模を見極めつつ、国が示す地方財政対策を踏まえた財政運営を実施
- 行政経営サイクルを通じた自主改善（不断の事務事業の見直し）の確実な実施
- 第 7 次行財政改革推進計画後期アクションプランを確実に推進（令和 9 年度は同計画の最終年度にあたるため、目標の達成を図ること）
- 令和 6 年度・7 年度に実施した副市長レビュー（事業評価会議）を通じた既存事業の見直し

② 後年度負担の軽減

実質的なプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の黒字化を図ります。市債発行事業については、予算編成段階において一般財源の充当も含め市債発行の抑制を図るとともに、プライマリー・バランスの黒字化※を確保して市債残高の軽減を図ります。

また、金利が上昇する局面においては、市債残高の水準がそのまま将来の利子負担に直結することから、引き続き市債残高の軽減を財政運営の基軸とします。

※）プライマリー・バランスとは、単年の市債発行額が元金償還額の範囲内であるか（範囲内であれば黒字、元金償還額を超える借入を行う場合は赤字）というもの

③ 安定的な歳入確保

○市税徴収率の目標設定

税負担の公平性の確保と行政サービスの安定的提供の観点から、令和 9 年度の徴収率目標を 98.0 % 程度としています。

○全庁的な債権管理の適正化、更なる未収債権の縮減

○自主財源の増収

- ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増収確保策の実践
- 公有財産の活用（土地・建物の売却、貸付、広告収入等）
- 企業の地域貢献機会を捉えた「ネーミングライツ」の積極的な導入

- 新たなふるさと納税型クラウドファンディングの先行事例を踏まえた積極的な導入

- 他都市の取り組みを積極的に導入

- 基金規模の見直し

すべての基金を対象に、規模の適正化を検証

令和8年度の取り組み：奨学基金・住宅基金

④ 計画的な財政運営

- 財政計画による財源の総合調整、予算フレームの設定

- 財源調整2基金の実質的な残高の適正水準の確保

財政調整基金、減債基金の2基金は、将来の財政支出、不測の事態への対応のため、標準財政規模の10%程度の確保を継続することを目標としています。

また、10%を超える部分は、DX戦略におけるリーディング事業に活用することとしています。

- 健全化判断比率の目標設定

5つの比率※は早期健全化基準以下を維持することを目標としています。

(以下、令和7年度決算数値)

※①実質赤字比率：－、②連結実質赤字比率：－、③実質公債費比率：5.6%、

④将来負担比率：－、⑤資金不足比率：－

- 経常収支比率の目標設定

経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率で、令和7年度決算で96.0%となり、中核市の平均を超過しています。歳出の自由度を増すためにも、人件費、扶助費、公債費の義務的経費やその他の経常的経費をできるだけ圧縮していく必要があり、類似団体である中核市平均(92.9%)以下を目標とします。

(3) 中期財政見通し

- 政府発表の令和8年9月の月例経済報告では、国内景気の基調判断を「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」としています。本市の財政見通しでは、市税については賃金上昇等を反映し微増で推移するものの、普通交付税は人口減少の影響や過去に発行した市債にかかる交付税措置の段階的な算入終了の影響などにより逓減していくことを見込んでいます。
- 歳出面では、人口減少に対応するためのシティブランディング事業の展開や、社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、築40年以上経過する公共施設が一斉に更新時期を迎えることによる施設の維持・更新経費の増加、防災・減災、国土強靱化対策、DXの推進や脱炭素化への取組などに適切に対応していく必要があります。
- とりわけ令和9年度は、人件費(令和8年人事院勧告の平均年間給与改定率+3.7%を踏まえ、令和8年度当初予算比で約6億円の増)、普通建設事業費(令和8年度146.1億円から188.0億円へ増)、金利上昇に伴う公債費の増が重なります。

- 財政見通し上、令和9年度は約86.4億円の財源不足となっており、令和9年度から令和13年度までの5年間で累計374.9億円の収支不足が見込まれることから、厳しい財政運営が強いられる状況となっています。

(国の制度動向に伴う留意点)

- 地方一般財源総額実質同水準ルールは、骨太の方針2024により令和9年度まで維持することとされており、令和10年度以降の枠組みは現時点で不透明です。次期総合計画の財政フレームを左右する要素であるため、国の動向を注視します。
- 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ（令和9年4月から2年間、地方消費税0.22%相当分を含む）については、関連法案の成立が前提となることから、中期財政計画にはその影響を反映していません。地方消費税交付金の見込みについては、国の制度設計と補填措置の動向を踏まえ、予算編成過程で調整します。

2. 予 算 編 成 方 針

各部局における予算要求にあたっては、部局の経営方針に基づき、改革・改善の実現により、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を有効活用し、常に「市政に関する経営感覚とコスト意識」を持ち、行政資源の最適な配分に努め、まちづくりの将来像の実現を目指すとともに、将来も持続可能な行財政運営の確保に向けて予算編成を行います。

予算編成は基本的には、行政経営サイクルに基づく予算編成手法をとる必要がありますので、一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を行い、限られた財源のなかで成果向上とコスト縮減、また、行政として「稼ぐ」という視点を持ちながら取組むこととします。

- 1) 令和9年度当初予算は準骨格予算として編成すること。ただし、義務的経費及び経常的経費については通年ベースで年間所要額を計上し、市民生活と行政運営に切れ目を生じさせないようにすること。
- 2) 人口減少という政策課題については、危機感とスピード感をもって対策を進めること。令和8・9年度を短期の実行期間と位置付けた方針に基づき、施策の具体化に取り組むこと。その際、させばイスや、人口減少対策市民会議等により把握した市民の声とデータを、施策の検証・見直しに確実に反映すること。特に本市の成長を促す取組においては、地域未来戦略をはじめとした国や県の動きを的確に捉えて本市の戦略に取り込むとともに、民間の投資を積極的に誘発する取組を主体的に展開すること。
- 3) 第7次総合計画後期基本計画の最終年度として、全ての施策・事業について、目

標の達成状況及びこれまでの成果を、執行実績にとどまらず成果指標の達成状況により検証し、効果が十分でないものは抜本的な見直しを図ったうえで予算に計上すること。特にシティブランディング事業（子育て、産業、地域資源、文化）については、この検証を徹底し、目標の達成につなげること。

- 4) 県や部局間の連携、官民共創によるオール佐世保の視点をもって、既成概念にとられることなく積極的に新たな仕組みを取り入れること。
- 5) E B P Mによる理論構築に努め、検証結果を予算に反映する行政経営サイクルを徹底することにより、適宜適切に説明責任を果たし、市民理解の促進を図ること。
- 6) 賃金・物価・金利が上昇する中、公共調達等において適切な価格転嫁を進め、地域における賃上げを支えとともに、市民目線、市民の立場に立った施策を展開すること。
- 7) 金利上昇に伴う公債費の増嵩を見据え、行財政改革（歳入・歳出両面からの収支改善策）を遂行し、財政の健全性を堅持すること。

3. 予算要求にあたって

(1) 基本的事項

○ 年間総合予算としての編成であること。

年間総合予算として編成しているため、補正予算も含め全て要求すること。準骨格予算であることを理由に要求を留保することはありません。

※) 補正予算も含めた年間予算として財源等も含め調整をしていることから、予算編成中、年度中を含め、補正を要する案件が見込まれる場合は、予算要求後でも漏れ等がないよう財政課予算担当者へ連絡すること。

○ 予算要求は方針等の決定がなされた事業等に限定すること。

方針等決定がなされていない事業等については基本的に予算査定の対象外

○ 事務事業の点検・見直しを行うこと。

「公的関与の基準」（行政経営改革部）や「補助金等見直しガイドライン」（財政課）などの活用、また、「受益者負担の適正化」（財政課）の観点から、事業の点検・見直しを実施するとともに、業務の効率化に向けた取り組みを行うこと。

なお、令和9年度予算編成においては、8月27日に財政課から照会している「令和8年度 補助金・交付金・負担金にかかる調査」に基づき、「補助金等見直しのガイドラ

イン」を踏まえ適正に予算要求を行うこと。また、新規事業についても必ず終期設定（基本３年間）と成果目標を設定すること。（サンセット方式）

○ 受益者負担の適正化を図ること

手数料については、令和９年４月の改定を予定している。（令和８年１２月定例市議会提案予定）。所管する手数料については、この改正を踏まえたうえで要求すること。

また、中期財政計画において、手数料については令和９年４月の改定、使用料については令和１０年４月の改定を想定している。所管する手数料・使用料については、この想定を踏まえた検討状況を財政課と共有すること。

○ 適正な見積もりによる予算要求を徹底すること。（決算を意識した編成）

令和７年度決算審査において指摘・要望等があったものは、その解決等を図るための予算となるよう、ＫＰＩへの貢献度、成果・効果の見込みの検証を行い、必要なものは施策の抜本的な見直しを実施すること。

毎年度多額の不用額が発生していること、また、予算見積もりの甘さにより生じる流用について厳しい指摘がなされていることから、見積りの精度向上を行うとともに、決算状況も加味したうえで、適正な積算を行うこと。

なお、賃金・物価が上昇する局面にあつては、実勢価格を踏まえた積算を行い、委託料・工事請負費等において適切な価格転嫁が図られるよう見積もること。

※地域経済に与える影響が大きい官公需において、国は「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により価格転嫁・取引適正化を進めています。国からの通知を再度確認するとともに、今後契約課からも通知を行う予定としているので、十分に配慮した上で見積もりしてください。

○ 各種制度改正等に対し、的確に把握し適切な対応をすること。

見積もりにあたっては、国や県等の予算編成及び地方財政対策の動向に注意を払い、関係府省等からの情報収集に努めるなど適切な対応を図るとともに、法改正や県予算の状況の変化などについては、財政課予算担当者と連携を図ること。

特に令和９年度については、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入が予定されている。関連法案の成立が前提となるが、支援金の支給事務は市が担うことが示されていることから、所管課においては国の制度設計の動向を注視し、体制及びシステムの整備に遺漏なきを期すること。

さらに、政府方針では「大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する」としている。近年、国補正予算にて対応されてきた総合経済対策も当初予算に反映される可能性があることから、令和９年度予算政府原案の発表等情報

の取得に努め、適宜適切かつ迅速な対応をとること。

○ 歳入の予算要求は漏れなく計上すること

所管する主管課は、歳入確保の観点から見込まれるものについては、漏れなく計上すること。また、適正な歳入科目となるよう十分に確認すること。

予算に計上する歳入については、予算執行時に確実に確保できるよう、予算編成過程での制度の確認、国・県との確認作業も含めた連携をしっかりと図ること。地方債については、市債残高を減じていくことを念頭に起きつつ、**交付税措置のあるものを基本**とすること。（発行残高のうち、純負担額が増額とならないよう発行総額の調整を図ること。）

「稼ぐ」意識を高くし、積極的に歳入確保を図ること。特に、企業の地域貢献機会を捉え、施設やイベントに対する「ネーミングライツ」を積極的に導入すること。（財務部においてガイドラインの策定を予定している。）

さらに、令和8年度に試行的に開始した新たなふるさと納税型クラウドファンディングについても、先行事例を参考に「全国的に共感を得られる訴求性の高い事業」及び「シティプロモーション的な要素を含む事業」として位置づけが可能な場合は積極的に検討を行い採用に向け、各財政課担当と調整をはかること。

○ 補助金等、積極的な財源確保に努めること。

国県等の補助金等活用できるものについては、制度等を調査・把握し、確実な財源確保に努めるとともに的確に見積もること。

なお、先述のとおり、国においては補正予算に依存した財政運営から脱却し、恒常的な施策については当初予算で措置する方針が示されている。国の予算編成の動向を十分に注視し、適宜適切な対応を図ること。また、予算計上後における国県等の内示等の状況によっては、必要に応じ陳情等を実施し、財源確保に努めること。

(2) 部局長、政策調整担当課が中心となった部局の予算要求

- 各部の予算編成にあたっては、部局長自らが、後期基本計画に掲げる重点施策等の実現を目標としつつ、部局の「戦略ファイル」に沿った事業の計上、部内の事務効率化などについて指示・検討を行うこと。
- 予算要求と併せ、部局の「戦略ファイル」（要求時点で修正したもの）等の資料を提出すること。

※各部局の財政課担当ヒアリングのはじめに、政策調整担当課長より部局の「戦略ファイル」等についての説明をすること。

- 「佐世保市DX戦略」や「第7次行財政改革推進計画後期アクションプラン」に基づく令和9年度の取組については、調整のうえ、適切に予算要求に反映すること。
- 人口減少対策総合会議において決定された「本市における人口減少対策の考え方」に

基づき、「人口減少の緩和」、「交流人口・関係人口の創造・拡大」、「人口減少社会への適応」を一体で進める「短期的取組（令和８～９年度に着手・実施を検討する取組）」については、遺漏がないよう要求すること。

(3) 「第６次行革計画」で定着した取組の継続実施

将来にわたり安定した行政サービスの提供を維持するため、中期財政見通しで見込まれる恒常的な財源不足の解消に向け改革・改善を行うことが不可避となっています。

○ 予算要求にあたっては、以下のことを検討すること。

◇ 事務事業の見直し

事務事業の点検・見直しの重点化（再掲）

◇ 歳入の適正確保

「施設使用料等」においては、利用率等の適正な目標設定に伴う歳入の確保

「非強制徴収債権」においては、適正な徴収目標の設定と徴収率の増、未収債権の縮減

◇ 資産の戦略的活用

「資産活用基本方針」を踏まえた保有資産の有効活用の検討

長寿命化計画等に基づいた、計画的な維持管理の検討（財源確保も含む）

◇ 事務の効率化と経費の節減

長期継続契約や債務負担行為の活用による工期の平準化等、効率的な事業の進捗

◇ 業務の再編

他部局との連携による事業展開や、同種事業の統合等による事業効果・効率性の最大化の検討

(4) 「第７次行革計画」に掲げる取組みの実施

「第６次行革計画」の取組継続だけでは収支不足を補うことができないため、「第７次行財政改革推進計画(行革推進プラン)」に掲げる取組みを確実に実施することで、財政健全性の維持を目指します。

＜Ⅰ＞ 業務マネジメント改革

行政経営サイクルの確立、行政のデジタル化等による業務変革、官民共創の推進など

＜Ⅱ＞ 組織・人材マネジメント改革

組織・人材の活性化、内部統制の整備、ワークライフバランスの推進、組織・機構見直し、定員管理 など

＜Ⅲ＞ 財務マネジメント改革

多様な財政手法の導入（推進）、ファシリティマネジメントの推進 など

【基本目標】

- ①職場における改革・改善マインドの醸成 : 目標値 100%
- ②人件費の適正化（標準財政規模に対する人件費の割合）: 目標値 1／3 以下
- ③財政の健全化 : 目標値 26.7 億円

◇メリット制（インセンティブ）の導入

部局長マネジメントにより主管部局が自主的に減員する場合において、減員のメリットを予算編成に反映できる仕組みとする。ただし、②の目標値に向けて、予定どおりの定数管理ができていない場合は、その限りでない。

(5) 公共事業の予算要求

- 補助事業については、原則として、令和 8 年度の補助事業の予算額をベースとした概算要望と同額で、予算要求とすること。（国の状況により予算編成の中で調整）
- 要求基準枠内の公共事業については枠内の他の事務事業と合わせて調整すること。
- 普通建設事業費は令和 9 年度に大幅な増が見込まれていることから、実施事業の優先順位付けと平準化を徹底すること。工期や用地取得の見通しが立たないものを当初に計上することのないよう、事業進捗の見込みを精査すること。

(6) 繰出金の予算要求

- 特別会計・企業会計の繰出金については、要求にあたり各会計の今後の収支状況見込み（10 年間）とその考え方についての資料を併せて提出すること。
- 上下水道事業については、地方公営企業法を全部適用していることを踏まえ、繰出基準に基づくもの（基準内繰出）とそれ以外のもの（基準外繰出）を区分し、後者についてはその必要性和将来の見通しを明示すること。施設の老朽化、人口減少を前提としない施設規模、成長社会を前提とした料金体系など、構造的な課題への対応方針をあわせて示すこと。

(7) 第 7 次総合計画の推進・シティブランディング関連予算について

- 第 7 次総合計画は、市民、事業者、行政等がともにまちづくりをすすめる計画（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）の役割を担っていることから、行政のみならず市民全体で課題を共有し連携した取組みを行いながら、着実に実施することが重要となります。
- シティブランディングプロジェクトについては、すべてを政策推進枠として要求すること。
- 「地域未来戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）については、国がブロック単位で策定する戦略産業クラスター計画、都道府県が主導する地域産業クラスター計画、市町村等が地域資源を活用した産業の発展を促す地場産業成長プランの 3 類型が示されている。本市の基幹産業や地域資源に関係する分野については、国・県の計画策定の動向を的確に捉え、本市の参画の可否を検討のうえ、必要な経費を要求すること。

- 第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）について、国土強靱化年次計画を参考に、国の予算編成等の動向に注視し、適宜適切に対応すること。
- 「西九州させば広域都市圏」にかかる重点事業については、関係市町と十分な協議のうえで予算要求を行うこと。
- 公共施設適正配置・保全実施計画事業（部位別改修を含む）のうち、今年度、資産経営課との協議・見直しにより実施する事業については、改めて事業精査を行ったうえで、政策推進枠として予算要求を行うこと。
- DXリーディングは、政策推進枠として要求すること。

(8) ふるさと佐世保元気基金充当事業

- ふるさと納税寄附金を原資として創設した「ふるさと佐世保元気基金」の充当事業については、寄附の目的に沿った事業への充当を基本とします。
- 予算要求にあたっては充当できる事業は、財政収支見通し上で充当している事業に限定。
- 「佐世保市ふるさと納税型クラウドファンディング活用ガイドライン」に基づき、本市の魅力向上に資する事業として積極的に活用することとします。

(9) 財源配分型予算編成方式の継続

- 令和9年度の予算編成については、基本的に一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を継続し、限られた財源のなかで、成果向上とコスト縮減の実現を目指すこととします。
- 政策を推進するにあたり、新たな財源が必要となる場合、廃止も含めた既存事業の再編（改善）を行っていることが前提となります。
- 財源（歳入）についても、他都市の事例を取り入れるなど、積極的に検討してください。
- 義務的経費、準義務的経費、政策推進枠、シーリング対象外については、財政課による一件査定とします。※「経費区分参照」
- 要求基準枠額（要求限度額）を設定し、各部局はこの基準の範囲で予算要求するものとします。この要求基準枠については、令和6年度予算編成から財政課における査定は行わないこととしていますので、改革改善の方向性と適合した予算措置、事務事業の見直し、事業廃止も含めた財源配分の重点化を部局長によるマネジメントの徹底により対応してください。

(10) 要求基準枠の調整

要求基準枠額は、次の考え方により算定し、令和8年10月13日（火）に提示しています。

$$\text{要求基準枠額} = \left[\text{発射台} + \text{物価上昇・賃金等の上昇分} - \text{公用車共有化による削減分} \right] \times \text{フレーム調整率} + \text{部局ごと個別要因}$$

- ① 令和8年度最終提示額を基礎とし、令和8年度単年度の要因を差し引いたものを「発射台」としています。
- ② 要求基準枠額には、物価上昇・賃金の上昇等の影響のほか、部局ごとの個別要因を反映しています。（事前に政策調整担当課を通じ照会を実施しています。）物価上昇等調整率は、通常枠・施設維持管理枠・生活関連枠・情報化枠に対し＋2％、補助金・交付金のうち人件費等に対し＋4.5％、会計年度報酬・給料に対し＋4.3％、委託料に対し＋1.9％としています。
- ③ フレーム調整率は、通常枠に対し△8％、施設維持管理枠に対し△1％としています。
- ④ 将来、歳入の増等改革改善につながる増嵩経費は、要求基準枠額を超えて要求できることとします。（改革改善枠）
- ⑤ 要求基準枠額が少額（概ね2千万円未満）の局室等※は、要求基準枠額を提示したうえで一件査定とします。
※防災危機管理局・議会事務局・会計管理室・基地政策局・選挙管理委員会・監査事務局・農業委員会
- ⑥ 部局長マネジメントを発揮することで既存事業を見直し、要求基準枠額の範囲で要求してください。

※なお、このシーリング等は、今後の収入見込みなどにより変更することがあります。

《経費区分》

区分	内容	査定方法
1 義務的経費等	人件費、公債費、基金造成費、公用車購入費など	一件査定
2 準義務的経費	扶助費、繰出金、準人件費等。裁量の余地が少なく、任意に削減できない経費	一件査定

3 政策推進枠	(1)シティブランディング事業 (2)公共施設適正配置・保全計画 (3)部位別改修 (4)DX戦略リーディング事業	一件査定
4 シーリング対象外	(1)大規模建設事業(単年度事業費概ね3億円以上、複数年総事業費概ね10億円以上) (2)事業評価会議対象事業 (3)財源調整済みの事業 (4)平準化しておらず時期が決まっている事業 (5)事業費の変動が大きな事業	一件査定
5 要求基準枠	(1)通常枠 (2)施設維持管理枠 (3)生活関連枠 (4)情報化枠 (5)改革改善枠	査定なし(部局長マネジメント) ※改革改善枠は一件査定

新規拡充事業については「新規拡充事業フローチャート」を参照してください。審査対象かつ承認された事業、または審査未対象かつ新規・拡充（300万円以上）に該当するものは、要求枠種別を確認した上で要求できます。

4. 特 別 会 計

- 特別会計の予算編成については、従来の一般会計からの繰出しに係る部分の一件査定に加え、一般管理費等の事業費については、一般会計の「5 要求基準枠（1）通常枠」に準じた取扱いとしますので、これにより予算要求をするものとします。

5. 予算編成についての今後の課題

- 予算編成過程の“見える化”、“可視化”
 - 市民の皆さんに財政事情・見通しを説明し、理解をいただくこと、また、財源を集中配分しなければならないことを伝えることが、今後の行財政運営では必要とな

ってきます。

- このため、予算編成過程の“見える化”、“可視化”を前提にした予算編成作業（積算根拠を明確にした「要求」⇒「査定プロセス」の明確化）を図ります。
- 予算編成方針に掲げる 7 項目（P 4 ～ 5 参照）については、予算編成を通して進捗を管理し、最終報告として取りまとめる予定です。

令和9年度予算編成における財源配分推計（一般会計）

①通常収支分

(単位：千円)

区 分	R8年度発射台 (最終予算見込) A	R8増減 (推計) B	R9要求見込 C=A+B	要調整額 D	R9予算フレーム E=C+D	備考(要調整額の内訳など)
1. 要求基準対象枠	9,812,769	592,308	10,405,077	△ 264,861	10,140,216	
(1) 通常	2,751,713	40,509	2,792,222	△ 211,207	2,581,015	物価調整率+2%、フレーム調整率△8%
(2) 施設維持管理	5,391,901	209,691	5,601,592	△ 53,654	5,547,938	物価調整率+2%、フレーム調整率△1%
(3) 施設維持管理（電気・ガスのみ）	546,156	80,000	626,156	0	626,156	
(4) 生活関連公共事業	642,725	66,414	709,139	0	709,139	物価調整率+2%、フレーム調整率±0%
(5) 情報化	439,025	236,943	675,968	0	675,968	物価調整率+2%、フレーム調整率±0%
(6) 一件査定	13,158	△ 13,158	0	0	0	
(7) 改革改善	28,091	△ 28,091	0	0	0	
2. 政策推進枠	1,044,477	2,985,251	4,029,728	△ 976,565	3,053,163	
(1) シティブランディング事業	714,060	522,309	1,236,369	△ 236,369	1,000,000	事業費の縮減など
DX戦略	306,261	58,583	364,844	△ 176,112	188,732	枠移管、事業費の縮減など
(4) DX戦略（DXリーディング事業）	131,663	142,656	274,319	△ 85,587	188,732	
(5) DX戦略（DXリーディング事業／標準化関連）	174,598	△ 84,073	90,525	△ 90,525	0	
公共施設適正配置・保全計画	24,156	2,404,359	2,428,515	△ 564,084	1,864,431	事業費の縮減など
(2) 公共施設適正配置・保全計画	14,695	1,916,027	1,930,722	△ 266,291	1,664,431	
(3) 部位別改修	9,461	488,332	497,793	△ 297,793	200,000	
3. 対象外経費（義務的経費等）	30,024,674	825,437	30,850,111	0	30,850,111	
(1) 人件費	16,673,054	590,911	17,263,965	0	17,263,965	令和8年度人事院の給与勧告の伸び率+3.7%
(2) 公債費	9,187,118	215,749	9,402,867	0	9,402,867	
償還元金	8,582,239	61,949	8,644,188	0	8,644,188	
償還利子	604,879	153,800	758,679	0	758,679	
(3) 基金積み立て	3,238,033	41,167	3,279,200	0	3,279,200	
(4) その他（車両購入など）	926,469	△ 22,390	904,079	0	904,079	
4. 準義務的経費	32,101,982	1,069,670	33,171,652	△ 463,210	32,708,442	
(1) 扶助費など	23,684,407	597,575	24,281,982	△ 203,538	24,078,444	事業費の縮減など
(2) 特別会計繰出金	5,746,548	642,073	6,388,621	△ 174,650	6,213,971	事業費の縮減など
(3) 企業会計繰出金	2,671,027	△ 169,978	2,501,049	△ 85,022	2,416,027	事業費の縮減など
5. シーリング対象外	2,690,195	2,875,962	5,566,157	△ 2,840,000	2,726,157	
(1) 大規模建設	735,323	1,585,270	2,320,593	0	2,320,593	
(2) 事業評価会議	1,100,241	25,729	1,125,970	0	1,125,970	
(3) 財源調整済み	0	0	0	0	0	
(4) 未平準化+時限性あり	213,002	899,119	1,112,121	0	1,112,121	
(5) 事業費変動大	641,629	365,844	1,007,473	0	1,007,473	
	0	0		△ 2,840,000	△ 2,840,000	要求見込額△51.0%程度
歳出充当一般財源合計	75,674,097	8,348,628	84,022,725	△ 4,544,636	79,478,089	
		歳入一般財源	75,386,090	4,092,000	79,478,090	
		収支差	△ 8,636,635		1	

注1) 令和8年度中の税收減、需要増などの状況により、本数値は変動する。

注2) 要求基準枠における要求状況、第7次行革計画での取組効果の状況によっては、フレーム調整率の率を変更する。